



Home Office

英国内務省

国別情報及びガイダンス パキスタン：キリスト教徒及びキリ スト教への改宗者

2015 年 2 月

序文

この文書は、英国内務省（Home Office）の難民認定に関する決定権者（decision makers）に対し、パキスタンに関する出身国情報（Country of Origin Information, COI）に加え、パキスタンの国民/居住者が行う難民認定申請の取扱に関する指針を提供するものである。この文書の中には、申請が庇護、人道的保護又は裁量的在留の認定を受ける正当性があるかどうか、また、申請が却下されようとしている場合において、当該申請が2002年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第94条に基づき、「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性が高いかどうかについての記述が含まれている。

決定権者は、申請事案を、その具体的な事実関係及び関係する全ての証拠（本文書に含まれる指針、入手できるCOI、適用される判例、及び関係する政策に関する内務省のケースワーク向けガイダンスを含む）を考慮に入れた上で、個別に審査しなければならない。

国別情報

本文書内のCOIは、（通常）英語で公表された様々な外部情報を基に編集されている。情報の関連性、信頼性、正確性、客観性、最新性、透明性及び追跡可能性について十分な検討を行うとともに、正確性を期するため、可能な限り独立情報源が提供した情報の真実性を裏付けることに努めた。引用した全ての情報源は、脚注に記載されている。本文書のCOIは、2008年4月付「出身国情報の処理に関する欧州連合共通ガイドライン（Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information (COI)）」及び2012年7月付「欧州庇護支援事務所の調査向けガイドライン、国別情報の報告手法（European Asylum Support Office's research guidelines, Country of Origin Information report methodology）」に準拠し、調査を行った上で提示されている。

フィードバック

COIサービス局の目標は、提供する指針と情報を継続的に改善することである。したがって、本文書にコメントを付したい場合には、COIサービス局まで電子メールを送っていただきたい。

国別情報に関する第三者諮問機関

国別情報に関する第三者諮問機関（Independent Advisory Group on Country Information, IAGCI）は、内務省のCOI資料の内容について英国国境局の独立主任検査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に勧告を行う目的で 2009年3月に同検査官によって設置された。IAGCIは、内務省の COI資料に関するフィードバックを歓迎する。

IAGCIの職務に関する情報及びIAGCIによって既に検証を終えたCOI文書のリストは、独立主任検査官の下記ウェブサイトで閲覧可能である。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

内務省の資料、手続き又は政策を承認することは、IAGCIの役割ではない。

IAGCIの連絡先

英国国境局独立主任検査官

5th Floor, Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

電子メール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト：<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

目次

第1章：ガイダンス	5
1. 序文	5
2. 問題の検討	5
3. 政策の要約	10
第2章：情報	11
1. 概観	11
2. 冒涇法	11
3. 宗教人口	11
4. キリスト教徒に対する暴力及び差別	13
4.1 総論	13
4.2 冒涇法の利用	16
4.3 女性	18
4.4 キリスト教への改宗者	19
付属書A：FCO（外務・英連邦省）の書簡	21
2013年12月16日付FCO書簡	21
2011年3月2日付FCO書簡	24
付属書B：判例	26
AK & SK（キリスト教徒：リスク）パキスタン	26
AW（保護の十分性）	27

第1章：ガイダンス

更新日：2015年2月9日

1. 序文

1.1 申請の根拠

1.1.1 キリスト教徒であるという理由でパキスタン当局又は非国家主体から迫害される恐れ。キリスト教徒の中には、キリスト教へ改宗した人々も含まれる。

[目次へ戻る](#)

1.2 検討すべき問題の要約

1.2.1 申請者の説明は信用できるものか？

1.2.2 キリスト教徒又はキリスト教への改宗者は、パキスタンにおいて虐待又は危害を加えられる危険に晒されているか？

1.2.3 危険に晒されているキリスト教徒又はキリスト教への改宗者は、効果的な保護を求めることができるか？

1.2.4 危険に晒されているキリスト教徒又はキリスト教への改宗者は、パキスタン内で国内移住することができるか？

[目次へ戻る](#)

2. 問題の検討

2.1 申請者の説明は信用できるものか？

2.1.1 決定権者は、申請者の宗教及び/又はその改宗並びにそれらの経験についての説明に關係する重要な事実が合理的な程度に詳述されているかどうか、また、本人が行った他の申立（例えば、口頭証言、陳述書など）と矛盾していないかどうか、さらに、対外的に信用できる（すなわち、一般に知られている事実及び国別情報と一致している）ものかどうかについて審理しなければならない。決定権者は、申請者が重要な事実の詳細と矛盾している可能性がある又は重要な事実の詳細を提供できない場合、その理由の根底にあると考えられる要因を考慮に入れるべきである。

こうした問題及びより全般的な信憑性の評価に関する詳細情報については、[信憑性の評価及び難民の地位に関する庇護指針](#)を参照されたい。

[目次へ戻る](#)

2.2 キリスト教徒又はキリスト教への改宗者は、パキスタンにおいて迫害に相当する虐待

又は危害を加えられる危険に晒されているか？

キリスト教徒

2.2.1 国別ガイダンス (CG) 事案 AK & SK (キリスト教徒：リスク) パキスタン(CG) [2014年] UKUT 569 (IAC) (2014年12月15日) では、「パキスタンにおけるキリスト教徒は、一般に差別を受けている宗教的少数派であるが、その差別の度合いは実際に迫害を受ける危険に至っていると言えるほど十分なものではない、と判示された (判決要旨：パラグラフ1)。

2.2.2 一部のキリスト教徒がパキスタンの非国家主体の手によって、嫌がらせや差別、暴力を受けたり、殺害されたりする、また、冒涇罪で訴えられたり、イスラム教への改宗を強制される事件が発生している (国別情報の「キリスト教徒に対する暴力及び差別」の項を参照)。しかしながら、パキスタン国内には多数のキリスト教徒がおり、キリスト教徒が通常、実際に迫害を受ける又は非人間的な若しくは品位を傷つけられる扱いを受ける危険に晒されていることを示す証拠はない。

2.2.3 また、AK & SK (キリスト教徒：リスク) パキスタン 事案では、次のように判示されている。

「アフマディー教徒が置かれた立場と異なり、キリスト教徒は一般に自己の信仰を実践し、教会に通い、宗教活動に参加し、教徒向けの学校や病院を持つことが認められている。

「伝道活動には、まさにその本質から、人々を改宗させる活動を行う義務が含まれている。見知らぬ人々に対して自己が信奉する信仰を広め、改宗させようとする者は、冒涇罪の嫌疑を受ける可能性がある。このようにして、福音伝道を行うキリスト教徒は、公の場での活動を控えるキリスト教徒よりも大きなリスクに晒されている。福音主義の教会に通っているとは言え、実際に迫害を受ける危険に晒されることになるような福音主義的方法で行動することが申請者にとって重要であるかどうかについては、[決定権者が]個別事案ごとに判断することになる。

「キリスト教徒と同様に、スンニ派、シーア派、アフマディー教徒及びヒンドゥー教徒も全て冒涇罪に問われる可能性を有している。社会の隅に追いやられており、低い社会的地位を占めている市民は、こうした訴訟手続の結果に対処する能力が低いと考えられる。

「冒涇罪容疑の被害者になるリスクの度合いは、多数の要因によって左右されるため、個別事案ごとに判断しなければならない。関係する要因としては、申請者の居住地域 (都市部であるか、農村地域であるか)、教育水準、資金力、雇用地位、説教など公的な宗教活

動のレベルが挙げられる。今、列挙した事項は、全要因を網羅しているものではない。」
(判決要旨：パラグラフ2～5)

2.2.4 女性のキリスト教徒の場合、AK & SK (キリスト教徒：リスク) パキスタン事案では、次のように判示されている。

「パキスタンにおける他の女性と同様に、キリスト教徒の女性是一般に、差別を受けており、男性のキリスト教徒よりも迫害に晒される危険が高まっている可能性はあるが、この場合も、一般化された実際の危険性の水準までには至っていない。この場合、事実感度分析を行うことが重要である。拉致、改宗及び強制結婚の危険性を判断する際、申請者の年齢、居住地及び社会経済的環境などの要因が全て関係している。」 (判決要旨：パラグラフ7)

キリスト教への改宗者

2.2.5 生まれながらのキリスト教徒よりも、イスラム教からキリスト教へ改宗したことを知られている者の方が、事態は遥かに難しくなる。しかしながら、パキスタンでは個人が、特に公然とキリスト教へ改宗することは稀である。したがって、個人がキリスト教へ改宗するというのは、その個人が属するコミュニティにとって注目すべき事件であり、コミュニティからの反動も十分考えられる (国別情報における「キリスト教への改宗者」の項を参照)。

2.2.6 キリスト教への改宗者がパキスタンで自由かつオープンに生活するのは、キリスト教へ改宗したという事実によって、困難であろう。キリスト教へ改宗したことが知られている人々は、非国家主体から暴力、威嚇及び深刻な差別を受けており、こうした行為は個別事案において迫害に相当する可能性がある。キリスト教へ改宗した人々が受けるこうした扱いは、パキスタン全土に渡って見られる (国別情報における「キリスト教への改宗者」の項を参照)。

2.2.7 以上を踏まえれば、決定権者はもはや、AJ (リスク、キリスト教への改宗者) パキスタンCG [2003年] UKIAT 00040 (2003年8月) の国別ガイダンス事案で出された指針に従ってはならない。この事案では、「キリスト教への改宗者は一般に、迫害に相当する又はその他の非人間的若しくは品位を貶める行為とみなすことができる扱いを実際に受ける危険に晒されていない」と判示されている (パラグラフ36)。

[目次へ戻る](#)

2.3 キリスト教徒又はキリスト教への改宗者は、効果的な保護を求めることができるか？

キリスト教徒

2.3.1 CG事案AK & SK (キリスト教徒：リスク) パキスタンでは、次のように判示されている。

「キリスト教徒に対して冒涇法を適用しようとする非国家機関は、恨み、個人的な又は仕事上の紛争、土地や財産に関する口論などによって動機付けられていることが多い。特定の政治的事象もそのような告発を誘発することもある。一般に、冒涇罪で告発されているというだけでは、難民条約に基づき庇護申請を行う上で十分とは言えず、それ以上の証拠が必要である。この場合、提起されている訴訟に関して当局が、又は訴訟提起を行っている者が申請者を積極的に追いかけていなければならない。迫害者が積極的に申請者の身を追っている又は追いかけてやっているといる場合、申請者は居住地で危害を加えられる実際の危険に晒されており、国家の保護も十分ではない状況に置かれていることを証明できる可能性がある」（判決要旨：パラグラフ6）。

因みに、1987年から2014年にかけて182人のキリスト教徒が冒涇罪で告発されていることが国別情報によって明らかにされている。

2.3.2 CG事案AK & SK (キリスト教徒：リスク) パキスタンでは、次のようにも判示されている。

「パキスタン法は、イスラム法と同様に、強制改宗を厳しく禁じている。パキスタン最高裁判所は強制改宗に関係する事案を積極的に追求し、強制改宗を阻止してきた。このような事案において、裁判所はこれまで、プライバシーと安全が完全に確保された状況の中で、関係する個人が改宗の希望を語る又は直面する恐れがある脅迫若しくは圧力について苦情を述べる機会を持てるようにしてきた。また、最高裁判所は事案当事者に対し、事案当事者の決定に影響を及ぼしかねない全ての関係者から離れて内省する時間を与えた」（パラグラフ61）。

2.3.3 報告されているAW (保護の十分性) パキスタン[2011年] UKUT 31(IAC) (2011年1月26日) 事案においては、次のように判示されている。

「国家の保護が制度的に十分であったとしても、パキスタン当局が申請者に恐怖心を起こさせるような申請者特有の環境について承知している又は承知しているはずであるにもかかわらず、その特別の環境によって合理的に考えて必要となる追加の保護を提供する可能性が低い場合、その申請者は迫害を受ける十分な恐れを依然として有している可能性がある」（Auld LJ：パラグラフ55（vi）による）。

2.3.4 したがって、決定権者は、申請者の特別な環境及び人物像を踏まえて効果的な保護が利用可能かどうかについて評価しなければならない。過去に迫害を受けた事実や効果的

な保護を欠いていた状況は、将来効果的な保護を受けることができないことを示している可能性がある。多くの場合、パキスタン当局はキリスト教徒の生命や財産を保護すること又はそのような暴力の加害者を訴追することができない若しくはそうすることを嫌がっている（国別情報における「キリスト教徒に対する暴力及び差別」の項を参照）。

キリスト教への改宗者

2.3.5 キリスト教へ改宗したことを知られている人々は、深刻な社会的差別と暴力行為に加え、パキスタン当局による差別も受けている（国別情報における「キリスト教への改宗者」の項を参照）。

2.3.6 したがって、キリスト教への改宗者は一般に、非国家主体から加えられる暴力行為に対して国家の効果的な保護を求めることができないであろう。

国家による保護の有効性に関する詳細情報については、「国別情報及びガイダンス—パキスタン：保護の主体、国内移住を含む背景情報」も参照されたい。

2.4 キリスト教徒又はキリスト教への改宗者は、パキスタン内で国内移住することができるか？

キリスト教徒

2.4.1 一般に、相当な数のキリスト教徒コミュニティが居住している地域へ国内移住することは可能である。ラワルピンジ（Rawalpindi）など都心地域の多くにおいて、また、パンジャーブ（Punjab）州及びシンド（Sindh）州の全域に亘って、キリスト教徒コミュニティが存在する（国別情報における「宗教人口」の項を参照）。

2.4.2 国別ガイダンス事案AK & SK（キリスト教徒：リスク）パキスタンでは、「国内移住は通常、実行可能な選択肢である。ただし、個人が冒涇罪で告発されており、非国家主体やパキスタン当局が必死に追いかけている場合はこの限りでない。こうした状況に追い込まれている個人にとって、一般に国内移住は選択肢となり得ない（判決要旨：パラグラフ8）。

キリスト教への改宗者

2.4.3 キリスト教への改宗者に対する厳しい仕打ちがパキスタン全土に渡って見られる状況を踏まえれば、そのような仕打ちを逃れるために国内移住することが実行可能な選択肢となる可能性は低い。キリスト教へ改宗したことが知られている個人の場合は特にそうである（国別情報における「キリスト教への改宗者」の項を参照）。

国内移住の検討方法に関する詳細情報については、[信憑性及び難民地位に関する庇護指針](#)及び[国内移住に関する庇護指針](#)の関連セクションも参照されたい。

特に、パキスタンでの国内移住を検討する場合は、「[国別情報及びガイダンスーパキスタン：保護の主体及び国内移住を含む背景情報](#)」も参照されたい。

[目次へ戻る](#)

3. 政策の要約

- パキスタンにおけるキリスト教徒は、一般に差別を受けている宗教的少数派であるが、その差別の度合いは実際に迫害を受ける危険に至っていると言えるほど十分なものではない
- キリスト教徒は一般に自己の信仰を実践し、教会に通い、宗教活動に参加し、教徒向けの学校や病院を持つことが認められている。キリスト教徒は、他の宗教の信徒と同様に、冒涇罪で告発される危険に晒されている可能性があるものの、このこと自体は一般に、難民条約に基づき庇護申請を行う上で十分な証拠とは言えない。
- パキスタンの一部のキリスト教徒は差別に晒されており、また、非国家主体の攻撃の標的とされている。一般に、政府はこうした攻撃に対して保護を与える用意があり、また、保護を与えることができるため、国内移住は実行可能な選択肢である。
- パキスタンにおけるキリスト教への改宗者は、非国家主体の攻撃を受ける可能性が高く、実際に攻撃を受ける危険に晒されている。こうした改宗者にとって、効果的な保護と国内移住は一般に利用できない。キリスト教への改宗者は、それぞれの特有の状況（例えば、キリスト教へ改宗したことが知られているなど）に応じて、帰還時に迫害を受ける実際の危険に晒される可能性が高い。
- キリスト教徒であることに基づく申請が却下されようとしている場合、当該申請が2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づき、「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は高い。
- キリスト教への改宗者であることに基づく申請が却下されようとしている場合、当該申請が2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づき、「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。

庇護申請の認定に関する詳細情報については、信憑性及び難民地位に関する庇護指針、人道的保護に関する庇護指針及び裁量的在留に関する庇護指針を参照されたい。

証明に関する詳細情報については、上訴非猶予 (Non-Suspensive Appeal) に関する庇護指針：2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づく証明を参照されたい。

[目次へ戻る](#)

第2章：情報

更新日：2015年1月6日

1. 概観

1.1.1 宗教法、信教の自由及びその背景情報に関する全般的概観については、「国別情報及びガイダンスーパキスタン：アフマディー教徒」のセクション2「1. 概観」を参照されたい。

2. 冒涇法

2.1.1 冒涇法の要約と同法に違反した場合の刑罰については、「国別情報及びガイダンスーパキスタン：アフマディー教徒」のセクション2「2.冒涇法」を参照されたい。

[目次へ戻る](#)

3. 宗教人口

3.1.1 パキスタンに居住しているキリスト教徒の数は、およそ3¹〜6百万人と推定されている。キリスト教徒の大半は、パンジャブ州に住んでいるが、シンド州、イスラマバード (Islamabad)、カイバル・パクトウンクワ (Khyber Pakhtunkhwa) 州にも多くのキリスト教徒がいる²。FCOは、推定総人口280万人の内、およそ2百万人のキリスト教徒がラホール (Lahore) に、50万人がパンジャブ州にそれぞれ住んでいると推定している。また、

¹ ライトネット (Writenet) 「パキスタン：宗教的少数派の状況 (17頁)」 (執筆者：Shaun R. Gregory 及びSimon R. Valentine) (2009年5月) <http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4b01856e2.pdf>, (アクセス日：2014年1月29日)

² 豪州外務貿易省 (Australian Government, Department of Foreign Affairs and Trade, DFAT) 「国別情報に関する報告書：パキスタン (12頁)」 (2013年11月29日付) <https://www.immi.gov.au/media/publications/pdf/dfat-cir-pakistan.pdf> (アクセス日：2014年1月22日)

ゴア・キリスト教徒コミュニティ (Goan Christian community) を含む多数のキリスト教徒がカラチ (Karachi) に居住している³。

3.1.2 キリスト教徒の人口は、カトリック派とプロテスタント派の間で均等に分かれている⁴。「パキスタン教会 (Church of Pakistan)」はプロテスタント派最大のコミュニティであり、4つの教会、すなわち、英国国教会 (Anglican Church)、メソジスト教会 (Methodist Church)、長老派教会 (Presbyterian Church) 及びルーテル教会 (Lutheran Church) を統合している。その他のプロテスタント派教会には、統一長老派教会 (United Presbyterian Church) と救世軍 (Salvation Army) がある。バプティスト派 (Baptist)、第7日安息日再臨派 (Seventh-Day Adventists)、フルゴスペル・アセンブリー教会 (Full Gospel Assemblies Church)、ペンテコステ派教会などその他の福音教会もパキスタンに存在する。この他、多数の小規模教会や分派もある⁵。

3.1.3 キリスト教徒コミュニティが直接運営している村落が、パンジャブ州に54か所、シンド州に4か所ある。国家調和省 (Ministry for National Harmony) が提供したデータによると、パキスタンには教会が500あり、その内の65はラホールに所在している⁶。

3.1.4 英国パキスタン・キリスト教協会 (British Pakistani Christian Association) が語ったところによると、キリスト教徒は一般に他の宗教的少数派やイスラム教徒の中より「寛大な」人々と良好な関係を保ってはいるものの、イスラム教がパキスタン社会に強い影響を及ぼしていることから、キリスト教徒に対する全体的態度は、驚くほど否定的である⁷。

³ FCO の書簡「パキスタンのキリスト教徒」(2013年12月16日付)

⁴ ライトネット「パキスタン：宗教的少数派の状況 (17頁)」(執筆者：Shaun R. Gregory及びSimon R. Valentine) (2009年5月) <http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4b01856e2.pdf>, (アクセス日：2014年1月29日)

⁵ オーストリア連邦庇護機関 (Austrian Federal Asylum Agency) 「事実調査ミッションに関する報告書—パキスタン、『宗教的少数派』の項 (39~40頁)」(2013年6月) http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf (アクセス日：2014年1月27日) 英語翻訳版あり

⁶ オーストリア連邦庇護機関「事実調査ミッションに関する報告書—パキスタン、『宗教的少数派』の項 (38~39頁)」(2013年6月) http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf (アクセス日：2014年1月27日) 英語翻訳版あり

⁷ カナダ移民・難民委員会「パキスタンにおけるキリスト教徒の状況 (社会及び政府の姿勢、扱い及び権利 (2010~2012年) を含む)」(2014年1月14日付)、PAK104714.E、

4. キリスト教徒に対する暴力及び差別

4.1 総論

4.1.1 UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)が2012年5月に示した適格性ガイドラインは、「パキスタンにおけるキリスト教徒マイノリティ(少数派)は、過激派集団やイスラム原理主義者グループによって繰り返される差別と嫌がらせ及び宗教的に動機付けられた暴力行為に晒されている。[...] 多くの場合、パキスタン当局はキリスト教徒の生命や財産を保護すること又はそのような暴力の加害者を訴追することができない若しくはそうすることを嫌がっていると伝えられている」と記述している⁸。

4.1.2 国際的な信教の自由に関する米国委員会(US Commission on International Religious Freedom, USCIRF)の2013年年次報告書によると、「キリスト教徒に対する暴力行為は、通常は活動を禁じられている過激派集団によって、しかし、時には政府職員の手によって継続された。」USCIRFは、2012年1月から2013年1月にかけて発生し、11人が殺害されたキリスト教徒への暴力的な攻撃事件16件に関してそれぞれ報告書を受理した。5堂の教会に加え、カトリック系の病院1か所とキリスト教徒の村落1か所が暴徒によって襲撃された。USCIRFは、パキスタン政府が引き続きキリスト教徒を保護しないでいると考えている⁹。カナダ移民・難民委員会(Immigration and Refugee Board of Canada)が、その2013年1月報告書を作成するに当たって意見を求めた情報筋によると、警察官はキリスト教徒に対して、集団レイプ、殺人、事件の捏造又は虚偽の告発などの罪を犯したと伝えられている¹⁰。

<http://www.refworld.org/docid/510f8dbd2.html> (アクセス日: 2014年3月6日)

⁸ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 「パキスタン出身の宗教的少数派メンバーの国際保護の必要性評価に向けたUNHCR適格性ガイドライン、25頁」 (2012年5月14日付)、HCR/EG/PAK/12/02

(アクセス日: 2014年2月21日) <http://www.refworld.org/docid/4fb0ec662.html> (アクセス日: 2014年12月15日)

⁹ 国際的な信教の自由に関する米国委員会 (US Commission on International Religious Freedom) 「2013年年次報告書: パキスタン (7頁)」 (2013年4月)

<http://www.uscifr.gov/sites/default/files/resources/Pakistan%202013%281%29.pdf> (アクセス日: 2014年12月15日)

¹⁰ カナダ移民・難民委員会「パキスタンにおけるキリスト教徒の状況(社会及び政府の姿勢、扱い及び権利(2010~2012年)を含む)」 (2014年1月14日付)、PAK104259.E

<http://www.refworld.org/docid/510f8dbd2.html> (アクセス日: 2014年12月15日)

4.1.3 非営利の国際人権組織であるヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch, HRW) は次のように報告している。

「[2013年]3月、地元住民Sawan Masihに冒瀆罪容疑がかけられた後で、数千人のキリスト教徒がラホールの自宅から避難することを余儀なくされた。その後、警官が傍観する中、数千人の暴徒が略奪行為を働き、およそ150件の住宅と2堂の教会に放火した¹¹。」アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は、「警察は襲撃が差し迫っていることを警告されたが、コミュニティを守るために適切な措置を講じなかった。この襲撃を行ったとされる数十人の容疑者が告発されたが、これまで誰も有罪となっていない」と報告している¹²。2014年3月、Sawan Masihは冒瀆罪で死刑を宣告された¹³。HRWは、「[2013年]9月、ペシャワール (Peshawar) の教会で、日曜ミサが行われている最中に自爆テロが発生した結果、81人の礼拝者が死亡、130人を超える人々が負傷した。これは、迫害を受けているキリスト教徒マイノリティに対する襲撃の中で、パキスタン史上最も多くの犠牲者を出した事件であった」と付け加えた¹⁴。

4.1.4 2013年3月、オーストリア事実調査使節団 (fact finding mission, FFM) がパキスタン訪問中にラホールで発生した事件に関して、パキスタン警察はキリスト教徒コミュニティに対して身の安全を確保するために自宅を避難するよう促したが、避難が行われている間、警察は保護の手を差し伸べなかったと報じられた。暴動が起きた後、警察の大規模な部隊が同地域に配備された。逮捕された暴徒数は報告によって24人から150人まで様々であった。一部のNGOは、50人の暴徒が反テロリズム法に基づき告発されたとメディアが報じ

¹¹ ヒューマン・ライツ・ウォッチ：<http://www.hrw.org/>, 「2014年ワールド・レポート：パキスタン、『宗教的少数派』の項」(2014年1月21日付) <http://www.hrw.org/world-report/2014/country-chapters/pakistan> (アクセス日：2014年1月21日)

¹² アムネスティ・インターナショナル「パキスタン：キリスト教徒の男性が冒瀆法違反で死刑を宣告される」(2014年3月27日付) <http://www.amnesty.org/en/news/pakistan-christian-man-sentenced-death-under-blasphemy-law-2014-03-27> (アクセス日：2014年12月15日)

¹³ BBCニュース「Sawan Masih: パキスタン人のキリスト教徒が冒瀆法違反で死刑を宣告される」(2014年3月28日付) <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-26781731> (アクセス日：2014年12月15日)

¹⁴ ヒューマン・ライツ・ウォッチ：<http://www.hrw.org/>, 「2014年ワールド・レポート：パキスタン、『宗教的少数派』の項」(2014年1月21日付) <http://www.hrw.org/world-report/2014/country-chapters/pakistan> (アクセス日：2014年1月21日)

ているものの、逮捕後に刑罰が科されたのかどうかについては懐疑的であった¹⁵。

4.1.5 最高裁判所首席裁判官は、暴動の最中にキリスト教徒の権利と財産を保護しなかった警察を強く批判し、停職処分を受けたのは下級警察官のみで、その上司ではなかったと非難した¹⁶。

4.1.6 暴動の後、国家正義・平和委員会（National Commission for Justice and Peace, NCJP）は、襲撃された人々に対して政府の約束していた補償金が被害者に支払われ、住宅が建て直されたことを確認した。しかしながら、この暴力に対して訴追がなされたかどうかは不明であった。逮捕された37人の内、告発されたのはわずか11人のみである¹⁷。

「国別情報及びガイダンスーパキスタン：保護の主体、国内移住を含む背景情報」のセクション2の「法の支配及び司法制度」の項も参照されたい。

4.1.7 FCOの報告によると、2013年9月、「ペシャワールの諸聖人教会（All Saints Church）が2人の自爆テロに見舞われた結果、80人以上が殺害され、130人を超える人々が負傷した。国民議会（National Assembly）は全会一致でこの行為を非難した他、パキスタン社会のあらゆる部門において人々の抗議が行われた¹⁸。」この事件を受けて、市民社会グループが10月中旬、ラホールとイスラマバードの教会の外で人間の盾を作り、爆破被害者との団結を表明するとともに、パキスタン人の大多数がキリスト教徒コミュニティへの武装襲撃に反

¹⁵ オーストリア連邦庇護機関「事実調査ミッションに関する報告書ーパキスタン、『宗教的少数派』の項（43頁）」（2013年6月）

http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf（アクセス日：2014年1月27日）英語翻訳版あり

¹⁶ オーストリア連邦庇護機関「事実調査ミッションに関する報告書ーパキスタン、『宗教的少数派』の項（44頁）」（2013年6月）

http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf（アクセス日：2014年1月27日）英語翻訳版あり

¹⁷ オーストリア連邦庇護機関「事実調査ミッションに関する報告書ーパキスタン、『宗教的少数派』の項（45頁）」（2013年6月）

http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf（アクセス日：2014年1月27日）英語翻訳版あり

¹⁸ 外務・英連邦省「2012年人権及び民主主義：懸念の国々の最新情報ーパキスタン」（更新日：2013年9月30日）<https://www.gov.uk/government/news/human-rights-and-democracy-report-2012-pakistan--2>（アクセス日：2014年1月16日）

対しているというメッセージを伝えた¹⁹。世界キリスト教連帯（Christian Solidarity Worldwide）によると、9月の襲撃事件の被害者は、最高裁判所の命令が下されたにもかかわらず、政府から補償金を受け取っていない²⁰。

4.1.8 オーストリアFFMは、キリスト教徒に対する暴行を伴ったもので、2013年以前にパンジャーブ州で発生したその他2つの主要な事件を引用している。最初の事件は、1997年にシャンテナガル（Shantinagar）で発生したもので、キリスト教徒が冒涇の罪を問われた後に広範囲に及ぶ暴動が勃発した。この事件で、キリスト教徒の村落1か所と14堂の教会が焼き払われた。もう一つの事件は2009年にゴジュラ（Gojra）で発生したもので、最初の事件と同様に、冒涇の罪を問われた後に起きた暴動の最中に、6人が火災で亡くなった。この事件で、70人の容疑者が告発されたにもかかわらず、この内の68人が逮捕前に保釈が認められた。残りの2人に対する判決は未だに下されておらず、証人は脅迫されている²¹。

4.2 冒涇法の利用

4.2.1 近年、キリスト教徒が冒涇罪で訴えられた事件で注目を浴びたものは、学習障害を抱えていると考えられている未成年の女性に関する事案であった。2012年8月の数週間に亘って厳重警備の刑務所に収監されていたRimsha Masihは、彼女に対する事案が取り下げられたにもかかわらず、殺害の脅迫を受けた後で家族と共にカナダへ逃亡した²²。彼女が逮捕

¹⁹ 外務・英連邦省「2012年人権及び民主主義：懸念の国々の最新情報－パキスタン」（更新日：2013年12月31日）

<https://www.gov.uk/government/news/human-rights-and-democracy-report-2012-pakistan--2>（アクセス日：2014年1月16日）

²⁰ 世界キリスト教連帯（CSW）「パキスタン：CSWは諸聖人教会爆破1周年に先立ち、正義と被害者への補償金支払を求める」（2014年9月19日付）

<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=press&id=1777&search=>（アクセス日：2014年11月19日）

²¹ オーストリア連邦庇護機関「事実調査ミッションに関する報告書－パキスタン、『宗教的少数派』の項（45頁）」（2013年6月）

http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf（アクセス日：2014年1月27日）英語翻訳版あり

²² BBCニュース：<http://www.bbc.co.uk>、「パキスタン人の女兒が『カナダで』冒涇罪の濡れ衣を着せられる」（2013年6月29日付）<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-23112180>（アクセス日：2014年1月30日）

されたことを受けて、数百世帯のキリスト教徒家族が暴力を恐れて自宅を避難した²³。2010年に死刑を宣告されたAasia Bibiは、刑務所に拘留されたままであった²⁴。死刑宣告に対して彼女が行った上訴は、2014年10月にラホール高等裁判所によって棄却された²⁵。パンジャーブ州知事とマイノリティ担当大臣（Minorities Minister）はAasia Bibiの事案について直言していたが、両人とも殺害された²⁶。パキスタンにおけるNGOネットワーク

「Awaz-e-Haq Ittehad」（AHI）によると、1987年から2014年10月にかけて1,438人が冒涇罪を問われ、この内、182人がキリスト教徒であった²⁷。カナダ移民・難民委員会が意見を求めた情報筋によると、冒涇罪を問われたキリスト教徒は、暴徒による襲撃や自宅及び又は定住地への放火を含む様々な形態の超法規的暴力に晒されてきた²⁸。

4.2.2 パンジャーブ州において2014年11月4日、キリスト教徒のカップルが、怒った群衆によって撲殺され、2人が勤務する場所にあったレンガ窯の中で焼却された。このカップルはコーランの神聖を汚したとして非難されていた²⁹。その後、警察は二人の死に関して多数の容疑者を逮捕する一方、ナワーズ・シャリーフ（Nawaz Sharif）首相はこの殺人を「容認できない犯罪」とであると訴えた³⁰。2014年11月6日、1人の男性が預言者ムハンマドに関して侮蔑的な発言を行ったとされた後で、警察官がその男性を斧で殺した事件が報道され

²³ 米国国務省「国際的な宗教の自由に関する2012年報告書、セクションII」（2013年5月20日付）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2012&dliid=208438>（アクセス日：2014年12月15日）

²⁴ 米国国務省「2013年人権慣行に関する国別報告書：セクション1e」（2014年2月27日付）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2013&dliid=220402>（アクセス日：2014年2月28日）

²⁵ ドーン（Dawn）「LHCは、冒涇罪のAsia Bibiに対する死刑判決を支持」（2014年10月17日付）

<http://www.dawn.com/news/1138402>（アクセス日：2014年11月18日）

²⁶ FCOの書簡「パキスタンのキリスト教徒」（2013年12月16日付）

²⁷ フィデス通信社（Agenzia Fides）「アジア/パキスタン—パキスタンにおける冒涇—被害者に関するデータ：誰がこの苦しみのすべてを償うのか？」（2014年11月14日付）

http://www.fides.org/en/news/36763-ASIA_PAKISTAN_Blasphemy_in_Pakistan_data_on_victims_who_will_pay_off_all_the_suffering#.VGyNJYH6_ct（アクセス日：2014年11月19日）

²⁸ カナダ移民・難民委員会「パキスタンにおけるキリスト教徒の状況（社会及び政府の姿勢、扱い及び権利（2010～2012年）を含む）」（2014年1月14日付）、PAK104259.E

<http://www.refworld.org/docid/510f8dbd2.html>（アクセス日：2014年12月15日）

²⁹ BBCニュース「パキスタン人の暴徒が、『冒涇した』としてキリスト教徒のカップルを殺害」（2014年11月4日付）<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-29893809>（アクセス日：2014年11月18日）

³⁰ BBCニュース「パキスタン警察が『冒涇』に係る殺人で43人を逮捕」（2014年11月5日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/worldasia-29911857>（アクセス日：2014年11月18日）

た³¹。

冒涇法の要約と同法に違反した場合の刑罰については、「国別情報及びガイダンスーパキスタン：アフマディー教徒」のセクション2「2.冒涇法」を参照されたい。

4.3 女性

4.3.1 NGOの団結・平和推進活動 (Movement for Solidarity and Peace, MSP) は、毎年、推定で100人から700人のキリスト教徒の女儿や女性がイスラム教へ強制改宗させられていると報告した³²。

4.3.2 USCIRFの報告によると、「キリスト教徒コミュニティは、疎外化と貧困によって社会的弱者に追いやられた。イスラム教徒の男性が成人前の女性キリスト教徒を襲撃する事件は引き続き報告された。カトリック系NGOは、毎年少なくとも700人のキリスト教徒女儿が拉致され、強制的にイスラム教に改宗させられていると推定している³³。

4.3.3 また、アジア人権委員会 (Asian Human Rights Commission) は、パキスタン、特にパンジャーブ州、カイバル・パクトウンクワ州及びシンド州において、700人のキリスト教徒女儿が強制的にイスラム教に改宗させられていると推定するとともに、「通常、女儿は拉致され、レイプされ、マドラサス (イスラム神学校) に閉じ込められる。彼女たちはそこで強制的に結婚証明書に署名させられ、イスラム教へ改宗したことを宣言させられる³⁴。」と報告している。

³¹ ロイター (Reuters) 「パキスタン警察官が、冒涇したとされる男性を斧で殺害」 (2014年11月6日付) <http://uk.reuters.com/article/2014/11/06/uk-pakistan-blasphemy-idUKKBN0IQ15B20141106> (アクセス日：2014年11月18日)

³² 団結・平和推進活動「パキスタンのキリスト教徒コミュニティにおける強制結婚及び強制改宗、2頁」 (2014年4月) http://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/msp/pages/162/attachments/original/1396724215/MSP_Report_-_Forced_Marriages_and_Conversions_of_Christian_Women_in_Pakistan.pdf?1396724215 (アクセス日：2014年6月3日)

³³ 国際的な信教の自由に関する米国委員会「2013年年次報告書：パキスタン (7頁)」 (2013年4月) <http://www.uscirtf.gov/sites/default/files/resources/Pakistan%202013%281%29.pdf> (アクセス日：2014年12月15日)

³⁴ アジア人権委員会 (Asian Human Rights Commission) 「2012年におけるパキスタンの人権の状況、A.6：宗教的差別」 (2012年12月10日付)

4.3.4 UNHCRの適格性ガイドラインは、「法執行当局は、強制結婚やその他の形態の性的暴力及び性差に基づく暴力から被害者を保護することができない又は保護することを嫌がっていると判断している³⁵。

「国別情報及びガイダンスーパキスタン：女性」も参照されたい。

[目次へ戻る](#)

4.4 キリスト教への改宗者

4.4.1 FCOがパキスタンの外部情報筋から入手した逸話的証拠は次の通りである。

「...キリスト教への改宗者は、キリスト教徒であるということを超えた存在であり、パキスタンで自由かつオープンに生活するのは困難であろう。キリスト教へ改宗したことが知られている人々は、例えば、職場において、又はパキスタン当局によって深刻な差別を受けているというのが我々の見解である。生まれながらにしてキリスト教徒である人々よりも、キリスト教へ改宗したことが知られている人々の方がはるかに困難な状況に直面している。人がキリスト教へ改宗すること又は少なくとも公然と改宗することは稀であろうと考えている。したがって、コミュニティ内の住民がキリスト教へ改宗することはコミュニティにとって注目すべき出来事であり、コミュニティからの反動十分考えられる³⁶。」

4.4.2 FCOは次のように付け加えている。

「当省の政治部は、ラワルピンジなど都心地域の多くにおいて、また、パンジャープ州及びシンド州の全域に渡って、キリスト教徒コミュニティが存在しているため、国内移住が理論的には可能であると考えている。都市地域へ移動することによって匿名性が与えられることから、国内移住し、改宗の事実を明らかにしないことは可能であると考えられる。しかしながら、キリスト教徒コミュニティ自体が他のコミュニティからますます隔離されつつあるというのも当省の見解である。したがって、より大規模なキリスト教徒コミュニティ内に居住するキリスト教徒を社会的に排除し、また、その教徒に嫌がらせを行う行為は一層困難になる可能性があるものの、そのこと自体は必ずしもその嫌がらせの可能性を排除することにはならない³⁷。」

³⁵ 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）「パキスタン出身の宗教的少数派メンバーの国際保護の必要性評価に向けたUNHCR適格性ガイドライン、29頁」（2012年5月14日付）、HCR/EG/PAK/12/02

<http://www.refworld.org/docid/4fb0ec662.html>（アクセス日：2014年12月15日）

³⁶ FCO、[英国大使館（British High Commission）からの書簡（2011年3月2日付）](#)

³⁷ FCO、[英国大使館（British High Commission）からの書簡（2011年3月2日付）](#)

4.4.3 両方が他の宗教集団へ改宗したイスラム教徒の男性と女性から生まれた子どもは非嫡出子と考えられ、政府はその子どもを預かることができる³⁸。カナダ移民・難民委員会は、英国パキスタン・キリスト教協会の発言を次のように引用している。「イスラム法理に関する全ての主流思想において、イスラム教の放棄は、特に男性の場合、極刑に相当する罪であると考えられている。したがって、一般的に言えば、家族や社会は、キリスト教への改宗者を軽蔑し、多くの人々はそうした人々を殺害するのが自分たちの義務であると考えている... パキスタン人の社会は一般に、改宗者に対して異常に敵対心を抱いており、改宗者に対する攻撃が、改宗してから数年後、場合によっては数十年後に再び行われる可能性がある。」カナダ移民・難民委員会の報告書は、そのような攻撃の事例を提供している³⁹。人権や民族的・宗教的少数派の自由を推進する非営利団体のジュビリー・キャンペーン（Jubilee Campaign）によると、「キリスト教への改宗者は、警察や地元当局が改宗者に暴力を加える人々の側に付いていることが分かり、極めて脆弱な立場に追いやられることがよくある⁴⁰。」

[目次へ戻る](#)

³⁸ 米国国務省「国際的な信教の自由に関する2013年報告書、セクションII」（2014年7月28日付）

（アクセス日：2014年12月15日）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dliid=222339>（アクセス日：2014年11月19日）

³⁹ カナダ移民・難民委員会「移民及び改宗（改宗者の扱い及び強制改宗（2010～2012年）を含む）」（2013年1月14日付）、[PAK104258.E]、<http://www.refworld.org/docid/510f8dbd2.html>（アクセス日：2013年12月15日）[PAK104258.E]（ecoi.netで閲覧可能）

http://www.ecoi.net/local_link/237372/346403_en.html（アクセス日：2014年12月15日）

⁴⁰ ジュビリー・キャンペーン「国連人権理事会に対する特別協議資格を有する非政府団体のジュビリー・キャンペーンが提出した意見書*」（2012年6月7日付）

http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1340630327_g1213858.pdf（アクセス日：2014年12月15日）

付属書A：FCO（外務・英連邦省）の書簡

2013年12月16日付FCO書簡

外務・英連邦省（レターヘッド）

2013年12月16日

出身国情報報告書－パキスタンのキリスト教徒

パキスタンにおけるキリスト教徒の生活環境に関して、在パキスタン（イスラマバード）英国大使館で勤務する地元採用の職員から入手した情報

地元で採用され、在パキスタン英国大使館の領事班で勤務する職員は、パキスタンにおけるキリスト教徒コミュニティと接点がある。この職員が英国内務省から送られてきたキリスト教徒の生活環境に関する質問書について、当省に話をしてくれた。（想定していた通り）当省は、質問の大半において要求されているデータが単に存在していないことを知らされた。パキスタンに関する国勢調査や人口データは容易に入手することができず、また、定期的に更新もされていない。しかしながら、我々の同僚であるこの職員は、以下に記載する通り、パキスタンのキリスト教徒の生活状況について概略を示すことができた。その他の情報は、パキスタンのメディアや人権団体を含む公的な情報筋から入手することができる。

宗教人口

パキスタン国内における宗教的少数派人口の公式推定値は、下記の通りである。

- イスラム教徒 : 96.4%
- キリスト教徒 : 1.5%（非公式にはおよそ3%）
- ヒンドゥー教徒 : 1.5%
- その他 : 0.6%

この比率に基づけば、パキスタンにはおよそ280万人のキリスト教徒がいることになる。しかしながら、キリスト教徒コミュニティの中には、この数値が低すぎるとして、パキスタンにはキリスト教徒が遥かに多く住んでおり、総人口のおよそ5~10%を占めていると考えている人々もいる。この考えが正しければ、1.5%という数値はキリスト教徒が占める比率の下限である可能性が高い。

キリスト教徒の大半は、キリスト教徒が最大の宗教的少数派となっているパンジャブ州を本拠としている。相当な数のキリスト教徒がラホール市やファイサラバード市とその周

辺に住んでいる。ラホール市には200万人、パンジャブ州の残りの地域には50万が住んでいると推定されている。この他、多数のキリスト教徒がゴア・キリスト教徒コミュニティのあるカラチに居住している。

パキスタンのキリスト教徒はその大半がローマカトリック教会 (Roman Catholic Church) か、それより若干教徒数が少ないパキスタン教会 (英国国教会) に属しているが、最近はその他のプロテスタント教会や「カリスマ的」教会と呼ばれることがある福音教会に属する教徒数がますます増えてきている。

パキスタンにおける非イスラム教徒のパキスタン憲法下での位置付け

パキスタン憲法は、大統領 (第41条) と首相がいずれもイスラム教徒でなければならない (第91条) と規定している。第33条は宗教に対して偏見を持つことを禁じている。第36条は、国家にマイノリティの保護を付託している。

(パキスタン憲法 : http://www.na.gov.pk/uploads/documents/1333523681_951.pdf)

冒涇法

パキスタンにおけるキリスト教徒の運命は、1970年代以降悪化してきている。これは、ジア (Zia) 大統領が制定し、今もなお有効な冒涇法が存在していることに一部起因している。冒涇法の下で非難される者の大半はイスラム教徒であるものの、告発された人々の中で高い比率を占めるのはキリスト教徒である。冒涇罪事案の大半はキリスト教徒の人口が多いパンジャブ州で発生している。」

ジア政権が継続していた間、改正パキスタン刑法は、女性やマイノリティが冒涇罪事案を提起することを禁じていた。「証拠の原則 (Qanoon-i-Shihadah)」に基づき、女性がフドゥード法 (下記ウェブサイトを参照) の下で姦淫罪に問われたとき、2人の女性又は2人の非イスラム教徒の証言は、1人のイスラム教徒男性の証言に相当する。

(http://en.wikipedia.org/wiki/Hudood_Ordinance)

近年、キリスト教徒が冒涇罪で訴えられた事件で、注目を浴びたものが数件発生した。この中には、冒涇罪で訴えられ、その後カナダへ逃亡したRimshaと呼ばれる未成年の女性に関するものや、この事件の前に冒涇罪で死刑を宣告され、今も拘留されたままのAasia Bibiに関するものも含まれている。パンジャブ州知事とマイノリティ担当大臣はAasia Bibiの事案について直言していたが、両人とも殺害された。

特に、バングラデシュやスリランカなどの国々に移住するために、パキスタンを離れるキリスト教徒が増える傾向にある。一部メディアの報道によると、パンジャブ州/シンド州

南部に住む（パキスタン人及びインド人の）家族は、インドに移住した。その他の人々（キリスト教徒を含む）は、カナダや小規模なコミュニティがあるその他の西欧諸国へ移住した。また、一部の人々は難民申請者となった。

暴力

パキスタンのキリスト教徒に対する過激な暴力は、一部のマイノリティ（シーア派やハザラ民族など）に対するほどは一般的でないものの、存在する。本年は世間の耳目を集めた事件が2件発生した。3月、ラホールにあるマーチ・ジョセフ（March Joseph）コミュニティ（主要なキリスト教徒のコミュニティ）が、その居住者に対して根拠のない冒涇疑惑が向けられた後で、暴徒に襲撃された。また、9月にはペシャワールの教会で自爆テロが2件同時に発生した結果、85人以上が死亡し、100人以上が負傷した。こうした事件がパキスタン国内のキリスト教徒に対する暴力が増える傾向にあることを示しているのかどうかについては現時点で不明である。

機関

パキスタンには多くの教会がある。その大半は安全であるが、上述した通り、過激派による暴力行為の標的となり得る。また、キリスト教学校もあるが、その内の一部は近年国営化されており、もはやキリスト教に基づいて運営されることはない。

キリスト教大学は、ズルフィカール・アリー・ブットー（Zulfikar Ali Bhutto）政権によって1970年代に国営化された。ただし、一部の大学は近年、民営化されて、元のオーナーへ戻された。

宗教的少数派に対する政府の保護は十分でない。マイノリティ担当省はあるが、同省はキリスト教徒コミュニティを保護するために先を見越した措置を講じるというよりも、「消火活動」に従事していると感じられている。

国民が信仰する宗教の種類は、国家に登録され、パスポートに記載されなければならない、記録された宗教をイスラム教から他の宗教へ変更することは認められていない。ムシャラフ将軍（General Musharraf）が統治していた時代にパスポートの宗教欄をなくす試みがなされたが、圧力をかけられて、その方針は取り消された。1990年代になって、パキスタン政府はパキスタンの身分証明カード上に宗教欄を設けようとしたが、非イスラム教徒集団からの抗議を受けて、この措置は取り下げられた。

結婚

キリスト教徒の女性がイスラム教徒の男性と結婚するのは、この女性がイスラム教へ改宗

するという考えに基づいて、認められている。一方、キリスト教徒の男性がイスラム教徒の女性と結婚するのは認められていない。

子どもの宗教は、その母親の宗教と同じであると考えられている。

結婚は、結婚する両人が信奉する信仰に従って、国家に登録される。したがって、キリスト教徒の2人が結婚する場合、イスラム家族法に基づいて登録する必要はない。教会で結婚式を挙げる場合、キリスト教徒は通常、1872年インド・キリスト教徒婚姻法（Indian Christian Marriage Act of 1872）に基づいて結婚する。また、ヒンドゥー教徒と異なり、キリスト教徒の結婚はパキスタン当局によって認められている。

CLAAS（Centre for Legal Aid Assistance & Settlement、法的支援・紛争解決センター）
CLAASは、特に、強制結婚に関する研究に関して、英国大使館のパートナーNGOとなっている。英国大使館はCLAASから受ける支援に対して、CLAASに年間契約料を支払っている。この契約は2000年から始まっている。

CLAASは主に、宗教的寛容に重点を置いている。このテーマに関して、CLAASは信頼の置ける情報源である。CLAASは、冒頭法に対する反対キャンペーンを広範囲に展開してきた。

CLAASのジョセフ・フランシス（Joseph Francis）は、この役割における同氏の業務実績が評価されてMBE（Member of the Order of the British Empire, 大英勳章第5位）を受けた。

- ・ 本書簡は、イスラマバードにある英国大使館とロンドンにある外務・英連邦省の職員が、記載されている情報源から得た情報のみに基づいて作成したものである。本書簡は、著者の見解及び外務・英連邦省の方針を一切反映していない。著者は、内務省からの要求に対応して本書簡を作成しており、その内容についての更なる照会は、内務省に向けられるべきである。

[目次へ戻る](#)

2011年3月2日付FCO書簡

英国大使館（レターヘッド）

2011年3月2日

キリスト教への改宗者は、パキスタンで自由かつオープンに生活することができるか？ キリスト教への改宗者は、その改宗のために「名誉殺人」のリスクに晒されているか？国内

移住は選択肢となり得るか、すなわち、他の宗教の信徒よりもキリスト教徒の方が「安全である」と考えられるような地域があるか？

当省は、人道問題及び人権問題を取扱っている当省政治部に相談した。端的に言えば、この問題に係る実際の状況を確認することは困難である。改宗は表面化しない隠れた問題となる場合が多く、キリスト教への改宗者はおそらくこれ以上の関心を集めたくないだろうというのが当省の見解である。しかしながら、当省は、パキスタンにおける外部情報筋と連絡を取った結果、以下のような逸話的証拠を確認した。

- まず、キリスト教への改宗者がパキスタンで自由かつオープンに生活するのは困難であろうというのが当省の見解である。キリスト教への改宗者は、キリスト教徒であるということを超えた存在だからである。当省の見方では、キリスト教へ改宗したことが知られている人々はたとえば、職場において又はパキスタン当局によって、深刻な差別を受ける。パキスタンにおいては、生まれながらのキリスト教徒よりも、イスラム教からキリスト教へ改宗したことを知られている者の方が、事態は遥かに難しくなる。
- パキスタンでは個人が、特に公然とキリスト教へ改宗することは稀であろうと理解している。したがって、コミュニティ内の住民がキリスト教へ改宗するということはコミュニティにとって注目すべき出来事であり、コミュニティからの反動十分考えられる。
- 当省政治部は、国内移住が理論的には可能であると考えている。ラワルピンジなど都市地域の多くにおいて、また、パンジャブ州及びシンド州の全域に渡って、キリスト教徒コミュニティが存在するからである。都市地域へ移動することによって匿名性が与えられることから、国内移住し、改宗の事実を明らかにしないことは可能であると考えられる。しかしながら、キリスト教徒コミュニティ自体が他のコミュニティからますます隔離されつつあるというのも当省の見解である。したがって、より大規模なキリスト教徒コミュニティ内に居住するキリスト教徒を社会的に排除し、また、その教徒に嫌がらせを行う行為は一層困難になる可能性があるものの、そのこと自体は必ずしもその嫌がらせの可能性を排除することにはならない。
- 最後に、上記のような困難な問題を抱えているものの、こうした問題は信仰又は信条の問題というよりも財産を巡る紛争や恥ずべきものと認識される行動に関係する場合が通常であることから、キリスト教への改宗者は名誉殺人のリスクに晒されていないというのが当省の見解である。

[目次へ戻る](#)

付属書B：判例

AK & SK（キリスト教徒：リスク）パキスタン

AK & SK（キリスト教徒：リスク）パキスタン(CG) [2014年] UKUT 569 (IAC)（2014年12月15日）

英国上位裁判所移民・庇護部は、次のように判示した。

1. パキスタンにおけるキリスト教徒は、一般に差別を被っている宗教的少数派であるが、その差別の度合いは実際に迫害を受ける危険に至っていると言えるほど十分なものではない。
2. アフマディー教徒が置かれた立場と異なり、キリスト教徒は一般に自己の信仰を実践し、教会に通い、宗教活動に参加し、教徒向けの学校や病院を持つことが認められている。
3. 伝道活動には、まさにその本質から、人々を改宗させる活動を行う義務が含まれている。見知らぬ人々に対して自己が信奉する信仰を広め、改宗させようとする者は、冒涇罪の嫌疑を受ける可能性がある。このようにして、福音伝道を行うキリスト教徒は、公の場での活動を控えるキリスト教徒よりも大きなリスクに晒されている。福音主義の教会に通っているとは言え、実際に迫害を受ける危険に晒されることになるような福音主義的方法で行動することが申請者にとって重要であるかどうかについては、決定権者が個別事案ごとに判断することになる。
4. キリスト教徒と同様に、スンニ派、シーア派、アフマディー教徒及びヒンドゥー教徒も全て冒涇罪に問われる可能性を有している。社会の隅に追いやられており、低い社会的地位を占めている市民は、こうした訴訟手続の結果に対処する能力が低いと考えられる。
5. 冒涇罪容疑の被害者になるリスクの度合いは、多数の要因によって左右されるため、個別事案ごとに判断しなければならない。関係する要因としては、申請者の居住地域（都市部であるか、農村地域であるか）、教育水準、資金力、雇用地位、及び説教など公的な宗教活動のレベルが挙げられる。今、列举した事項は、全要因を網羅しているものではない。
6. キリスト教徒に対して冒涇法を適用しようとする非国家機関は、恨み、個人的な又は仕事上の紛争、土地や財産に関する口論などによって動機付けられていることが多い。特定の政治的事象もそのような告発を誘発することもある。一般に、冒涇罪で告発されているというだけでは、難民条約に基づき庇護申請を行う上で十分とは言えず、それ以上の証拠

が必要である。この場合、提起されている訴訟に関して当局が、又は訴訟提起を行っている者が申請者を積極的に追いかけていなければならない。迫害者が積極的に申請者の身を迫っている又は追いかけてやうとしている場合、申請者は居住地域で危害を加えられる実際の危険に晒されており、国家の保護も十分ではない状況に置かれていることを証明できる可能性がある。

7. パキスタンにおける他の女性と同様に、キリスト教徒の女性は一般に、差別を受けており、男性のキリスト教徒よりも迫害に晒される危険が高まっている可能性はあるが、この場合も、一般化された実際の危険性の水準までには至っていない。この場合、事実感度分析を行うことが重要である。拉致、改宗及び強制結婚の危険性を判断する際、申請者の年齢、居住地及び社会経済的環境などの要因が全て関係している。

8. 国内移住は通常、実行可能な選択肢である。ただし、個人が冒涇罪で告発されており、非国家主体やパキスタン当局が必死に追いかけている場合はこの限りでない。こうした状況に追い込まれている個人にとって、一般に国内移住は選択肢となり得ない。

[目次へ戻る](#)

AW（保護の十分性）

AW（保護の十分性）パキスタン[2011年] UKUT 31(IAC)（2011年1月26日）

英国上位裁判所移民・庇護部は、次のように判示した。

1. Bagdanavicius [2005年] EWCA Civ.1605事案におけるAuld LJの判決要旨パラグラフ55で、Horvath [2001年] 1 AC 489に記載されるテストは、パキスタン市民全般に保護を与える国家の能力を扱うことを目的としていることが明らかにされている。

2. 国家の保護が制度的に十分であったとしても、パキスタン当局が申請者に恐怖心を起こさせるような申請者特有の環境について承知しているまたは承知しているはずであるにもかかわらず、その特別の環境によって合理的に考えて必要となる追加の保護を提供する可能性が低い場合、その申請者は迫害を受ける十分な恐れを依然として有している可能性がある（Auld LJ：パラグラフ55（vi）による）。

3. 上訴人を巡る特別の環境が追加の保護の必要性を生じさせるかどうかを検討するに当たっては、提起されている問題が、そのような迫害（及び十分な保護が行われなかったという過去の事例）は繰り返されないと判断するに足る十分な根拠が存在するかどうかを確認するために、特に過去の迫害の事例（存在する場合）を考慮に入れなければならない。

[目次へ戻る](#)

改定履歴

版	日付	変更内容
1.0	2014年7月16日	信教の自由に関する初版CIG
2.0	2015年1月	COIセクションの更新：CIGの広義の「信教の自由」セクションからガイダンスを分離

[目次へ戻る](#)